別表

業務区分（従事する業務）	主たる技能	技能水準			日本語能力水準			
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
ビルクリーニング（ビルクリーニングを行う業務）	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野育成就労評価試験（初級）	ビルクリーニング分野育成就労評価試験（初級）	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A1相当以上若しくは日本語能力試験（JLPT）N5以上 又は認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第 41 号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A1相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A2．1相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト（JFT－Basic）A2．2相当以上又は日本語能力試験（JLPT）N4以上